

ケラマトカゲモドキの緊急指定種への指定について

分類 トカゲモドキ科の一種
 和名 ケラマトカゲモドキ(仮称)
 学名 *Goniurosaurus kuroiwae sengokui* Honda et Ota, 2017

【写真】

上段：ケラマトカゲモドキ 下段：マダラトカゲモドキ



1. 分類学上の発展による新たな種グループ分類群(種・亜種等)の記載

Goniurosaurus kuroiwae(クロイワトカゲモドキ)内の一系統として2017年6月に新たに記載された亜種。

(参考)Honda, M., & Ota, H. (2017). On the live coloration and partial mitochondrial DNA sequences in the topotypic population of *Goniurosaurus kuroiwae orientalis* (Squamata: Eublepharidae), with description of a new species from Tokashikijima Island, Ryukyu Archipelago, Japan. *Asian Herpetological Research*, 8(2), 96-107

2. 形態

成体の頭胴長は普通75~85mmほどで、指下板がなく、眼には瞼があるという原始的な形質をもつ。生体の虹彩はふつう赤色から桃色だが、個体によってはオレンジ色を帯びることもある。背面の地色は暗褐色で、胴部には桃色がかった明色の横帯が3~4本あり、少なくとも部分的に同様の色の縦条成分がある。これらの横帯や縦条に囲まれた暗色部には不規則な小斑がある。それらの模様の色は個体によって変異があり、中には鮮やかな桃色やオレンジ色のものが見られる。腹面は淡褐色で、扁平な鱗が瓦状に並ぶ。他の亜種とは、背面の模様や横帯と縦条成分をともにもつものの、背面の模様や虹彩が赤色から桃色を帯びること等で区別できる。

3. 分布

- 沖縄諸島の渡嘉敷島及び阿嘉島のみに分布する。
- 分布域の一部が、慶良間諸島国立公園特別地域内(一部公園区域外)
- 行政区域 (沖縄県島尻郡渡嘉敷村、座間味村)

4. 生息環境及び生態

- 常緑広葉樹の自然林や回復の進んだ二次林、およびその周辺の石灰岩地などに生息する。そのほか、植生の発達が良くない、草本類あるいは低木やリュウキュウマツなどが卓越した環境でも見られることがある。
- 主にクモ類や昆虫類, ミミズなど地上性の小型無脊椎動物を捕食するとされており、6月～7月にかけて輸卵管卵をもったメスが現われ、通常一度に2個、稀に1個産卵すると考えられている。おもに4～9月の夜間に活動中の個体が確認されるが、それ以外の季節にも特に気温の高い日には見られることがある。

5. 緊急指定種への指定について

- 「希少野生動植物種保存基本方針」の選定要件には、下記によりウに該当。
- 希少性: 渡嘉敷島と阿嘉島のみに分布している。それぞれの島内で本種が確認されている地点は限られており、断片化している。
- 捕獲圧: 平成 27 年に国内希少野生動植物種として指定された *Goniurosaurus kuroiwae orientalis*(マダラトカゲモドキ)と同亜種と考えられていたため、これまで種の保存法の規制対象とされていたことから、捕獲圧や国内におけるネットオークション上での流通は確認されていない。しかし、海外での *Goniurosaurus kuroiwae* (クロイワトカゲモドキ) 種群各亜種や近年独立種とされた *Goniurosaurus splendens*(オビトカゲモドキ)等の販売は活発であり、本種の野外捕獲個体と称するものが、海外の業者によりインターネット販売がされていた実例もある。一部の愛好家からの人気も高く、規制対象から外れると乱獲される可能性が高い。
- 緊急性: *Goniurosaurus kuroiwae sengokui*(ケラマトカゲモドキ)は、既指定の *Goniurosaurus kuroiwae orientalis*(マダラトカゲモドキ)と同亜種と考えられていたが、ミトコンドリア DNA を指標とした研究により、渡名喜島のものからの系統的独立性が強く示唆され、さらに生時の体の斑紋や光彩部分の色調も異なることがわかったため、2017 年6月に公表された学術論文により、新たに別亜種として記載された。論文発表後、日本爬虫両棲類学会が作成する日本産爬虫両棲類標準和名において9月初旬に本種の和名が決定される際に、本種に関する学術的見解が広く一般に周知されることとなる。本種が、種の保存法に基づく規制対象から外れることが広く認識された場合、愛好家による高い捕獲圧にさらされる可能性が高く、国内希少野生動植物種指定のための政令改正手続きを待っている、本種の存続に重大な支障が生じる可能性が高い。

以上より、本種は、種の保存法第5条第1項に規定する「種の保存を特に緊急に図る必要があると認められる」種であるため、緊急指定種に指定するもの。

緊急指定種制度の概要について

法的根拠

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75条）

（緊急指定種）

第五条 環境大臣は、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときは、その種を緊急指定種として指定することができる。

- 2 環境大臣は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 指定の期間は、三年を超えてはならない。
- 4 環境大臣は、指定をするときは、その旨及び指定に係る野生動植物の種を官報で公示しなければならない。
- 5 指定は、前項の規定による公示の日の翌々日からその効力を生ずる。
- 6 環境大臣は、指定の必要がなくなつたと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 7 第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前項の規定による公示の日の翌々日から」とあるのは、「第七項において準用する前項の規定による公示によつて」と読み替えるものとする。

○希少野生動植物種保存基本方針

第2 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

1 国内希少野生動植物種

（2）国内希少野生動植物種の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 外来種は、選定しないこと。

イ 従来から本邦にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。

ウ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。

4 緊急指定種

緊急指定種については、本邦に生息又は生育する野生動植物の種で、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外のもののうち、以下のいずれかに該当するものであつて、特にその保存を緊急に図る必要があると認められるものを指定する。

ア 分類学上、従来種、亜種又は変種に属さないものとして新たに報告されたもの。

イ 従来本邦に分布しないとされていたが、新たに本邦での生息又は生育が確認されたもの。

ウ 本邦において、すでに絶滅したとされていたが、その生息又は生育が再確認されたもの。

なお、指定に当たっては、国内希少野生動植物種の選定に当たつての留意事項と同様の事項に留意するものとする。

緊急指定種に対する行為規制の内容

- ・捕獲等の禁止（9条）
- ・譲渡し等の禁止（12条）
- ・輸出入の禁止（15条）
- ・陳列又は広告の禁止（17条）

緊急指定種の指定実績

- (1) 平成6年12月26日指定（環境庁告示）
- ・ワシミミズク（平成6年6月に国内での繁殖を確認）
 - ・イリオモテボタル（平成6年6月に新種記載）
 - ・クメジマボタル（平成6年5月に新種記載）

※平成9年12月に、ワシミミズクを国内希少野生動植物種に指定。

- (2) 平成20年3月24日指定（環境省告示）
- ・タカネルリクワガタ（平成19年11月に新種記載）